

戦略的技術開発体制形成事業（うち研究ネットワーク形成事業）公募要領

第1 総則

総合的なT P P関連政策大綱において、T P Pの発効に備え、農林水産業の競争力を高めるための農林漁業者の技術力の強化が喫緊の課題となっています。

また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日・閣議決定）においては、①明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって先端技術の開発・現場実証を行う仕組みの構築や、②オープンイノベーションによる革新的な研究開発の推進が掲げられているところです。

このため、現場ニーズに即した明確な開発目標の下、円滑な技術開発とその成果の実装を推進するため、研究ネットワークの中核となる研究機関等を研究・社会実装拠点（以下「拠点」という。）とし、拠点を中心に地域別・分野別の研究ネットワークを形成し、情報・人材等の研究資源の集中と効果的・効率的な運用を図り、農林漁業経営体の技術力強化につなげていく必要があります。

上記を踏まえ、研究ネットワーク形成事業（以下第2における記載を除き、「形成事業」という。）では、大学、研究機関、企業、農林漁業者等（以下「研究機関等」という。）による研究ネットワークの形成に必要となる取組を支援します。

形成事業の応募方法及び交付対象となる団体等については、この戦略的技術開発体制形成事業（うち研究ネットワーク形成事業）公募要領（以下「形成事業公募要領」という。）を御覧ください。

また、支援を希望する場合には、この形成事業公募要領のほか、戦略的技術開発体制形成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び戦略的技術開発体制形成事業実施要領（以下「実施要領」という。）を必ずお読み頂き、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募は採択された研究ネットワークへの交付額が予算上限に達する時点まで行います。ただし、採択については複数回に分けて行うこととし、別に定める日程までごとに応募されたものを取りまとめて審査対象とします。なお、既に採択された研究ネットワークが対象とする地域や作目等に関しては、その後の公募対象から除外する場合があります。

なお、提出された応募資料の中にある情報については、拠点機関代表者の住所・連絡先及び構成機関名（ただし、生産者を除く）等、一部公表しますので、予めご了承願います。

第2 対象事業及び公募類型等

1 公募対象事業

公募対象事業は、実施要綱第3の2及び実施要領第2の2に規定する研究ネットワーク形成事業とします。事業の詳細及び実施期間は、実施要領を参照してください。

2 公募類型

形成事業の事業類型として、以下の「モデルネットワーク型」と「一般型」を設定します。

(1) モデルネットワーク型

既に農林漁業者と研究機関等が一体となって技術開発及び現場への実装に取り組んでいることから、モデル的役割を果たしうる研究ネットワークとして、平成 27 年度革新的技術開発・緊急展開事業「地域戦略プロジェクト」の第 1 回採択課題（実証研究型）の研究コンソーシアムを内包した研究ネットワークを対象にします。ただし、当該研究コンソーシアムが、「地域戦略プロジェクト」において既に取り組んでいる課題を補強・発展させ、平成 28 年 9 月に農林水産省が示した「今後の競争力強化に向けた技術戦略（素案）」（以下「技術戦略素案」という。）の「28 年度補正予算「経営体強化プロジェクト」において公募を検討している研究課題候補（素案）」に記載のある課題候補の開発を担う場合に限ります。

(2) 一般型

全国又はある地域を範囲として、ある作目等（AI・ICT 等に関する内容など、作目横断的な分野も含む）に対する高い専門性を有し、研究・社会実装を行うことが期待される研究ネットワークを対象にします。

3 公募対象とならない研究ネットワークの要件

単一の都府県に所在する研究機関等のみから構成される研究ネットワークは、公募対象とはなりません。

第 3 応募方法

応募は、1 に規定する書類を 2 に規定する方法で提出することにより行って下さい。なお、申請者（事業実施主体）は応募するネットワークの全構成員の同意を取った上で応募してください。（公募後に機関を追加することは可能です。）

1 応募に必要な書類（以下「計画書等」という。）

(1) 研究ネットワーク形成事業実施計画書「計画書」という。）

計画書は、別紙様式 3 に従って作成してください。なお、計画書に記載する技術戦略の課題は、平成 28 年 11 月に農林水産省が示した「今後の競争力強化に向けた技術戦略」（<http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/H28kakushin.htm> にて公表）の「28 年度補正予算「経営体強化プロジェクト」において公募を検討している研究課題案」（別添）に記載のあるものから選んでください。

(2) 実施要領第 4 の 2 に規定する拠点機関が事業実施主体となる場合は、形成事業の申請者（事業実施主体）の本来の組織、活動内容などを示す次に掲げる資料（(1) の計画書に添付）を提出してください。

ア 事業実施主体の設立趣意書、定款、寄付行為、規約等

イ 事業実施主体の活動内容の概要が分かる資料（当該研究室等の研究実績等）

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けた主な事業の実績、その他事業の実績が確認できる資料を必ず提出してください。エについても同様。）

エ 過去3年間の事業実施主体の収支決算（貸借対照表、損益計算書等）

オ 事業実施主体の役員、職員名簿、組織図等

カ 事業実施主体の代表者のこれまでの研究実績、履歴、拠点形成や研究ネットワーク運営に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の判断に資する資料

キ 暴力団排除に関する誓約書類（別紙様式1）※申請者は、計画書等の提出前に暴力団排除に関する誓約書類を確認しなければならず、誓約書類の提出をもってこれに同意したものとします。なお、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は不採択とします。

ク 交付決定取り消しや指名停止措置を受けていない旨の誓約書類（別添様式2）
※申請者は、計画書等の交付決定取り消しや指名停止措置を受けていない旨の誓約書類を確認しなければならず、誓約書類の提出をもってこれに同意したものとします。なお、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は不採択とします。

ケ 全研究ネットワーク構成員からの同意書

(3) 実施要領第4の2に規定する事業管理運営機関が事業実施主体となる場合は、(2)における事業実施主体を拠点機関と読み替えて作成した資料に加え、次に掲げる資料も併せて提出してください。

ア 事業管理運営機関の設立趣意書、定款、寄付行為、規約等

イ 事業管理運営機関の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けた主な事業の実績、その他事業の実績が確認できる資料を必ず提出してください。エについても同様。）

エ 過去3年間の事業実施主体の収支決算（貸借対照表、損益計算書等）

オ 事業実施主体の役員、職員名簿、組織図等

カ 事業管理運営機関を設置する理由書

キ 拠点機関と事業管理運営機関との間において締結済み若しくは締結される見込みの契約等

2 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第10に定めるお問合せ先に持参又は郵送するとともに、E-mailにて電子媒体~~も~~も提出願います。

(2) 提出期限

採択された研究ネットワークへの交付額が予算上限に達した時点

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載や記載の不備、不足がある場合は不採択となりますので、

本公募要領に基づいて注意して作成願います。

イ 会計に係る事務管理等、事業実施に必要な業務を行う能力・体制を有していない場合は不採択となりますので、御留意願います。

ウ 提出部数は1部です。

なお、申請に要する一切の費用は申請者の負担とし、計画書等の返却は行いません。

第4 支援の対象

1 支援の対象

本事業を実施することができる団体は実施要綱第4の2及び実施要領第4の2に示すとおりです。

2 留意事項

研究ネットワークの構成員に以下の者を含む場合は、形成事業への応募はできません。

(1) 提案書の提出から過去3年間に、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある者

(2) 公募期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている者

なお、公募期間後、採択までの間に上記交付決定の取り消し又は指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

第5 補助金の額

交付される補助金は、実施要領第2の2に記載する各取組の実施にかかる費用に対して、モデルネットワーク型は1,000万円、一般型は600万円をそれぞれ上限とし、定額で交付します。

ただし、補助金の額は予算の範囲内で調整が行われるほか、選定審査委員による対象経費等の精査の結果、申請額より減額されることがあります。

なお、具体的な補助金の交付の対象となる経費は実施要領第5の2のとおりです。

第6 審査ヒアリング

申請者より提出された計画書等を審査するに当たり、必要に応じて申請者から計画書等の内容についてヒアリングすることがあります。

なお、ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

第7 採択候補の選定等

1次締切までに申請のあったものについて1次選定を実施し、1次採択をいたします。

1次採択において予算の上限に達した場合は、2次選定・採択は実施いたしません。

1 採択候補の選定

農林水産技術会議事務局長（以下「局長」という。）は、関係部局及び外部有識者による選定審査委員会を設置し、2の審査の観点から計画書等の審査を行います。選定審査の結果、採択された場合には採択通知を、不採択の場合には不採択通知を申請者宛てに通知します。

また、選定の際、採択通知書を通知した者に対し、3の申請に当たり条件を付すことがあります。

複数の申請者から地域及び作目等の分野の重複する研究ネットワークの応募がある場合は、必要に応じ、応募内容の調整を行って頂くことがあります。

なお、採択通知書を受けた者の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知を受けた者の中から採択する場合があります。その際は、事前に該当する者に御連絡致します。

計画書等の審査内容については、一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

- (1) ネットワークの大きさ、地域的な広がり、当該分野内の構成の幅広さ
- (2) ネットワークで取り組む技術課題の技術戦略素案との整合性
- (3) 提案書に記載する取組予定内容の妥当性
- (4) 農林漁業者に対する技術指導や共同研究等に係る実績
- (5) ネットワークへの農林漁業者の参画

3 事業実施計画の申請及び承認

提案の採択の通知を受けた者は、選定の際の条件を反映するなど計画書を修正し、採択後1ヶ月以内に研究ネットワーク形成事業実施計画（以下「ネットワーク形成計画」という。）を局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、計画書の選定後、内容又は対象経費の精査等のため、必要に応じて面談を行うことがあります。面談の日時などについては、事前に申請者に御連絡いたします。

第8 補助金の支払手続

局長がネットワーク形成計画を承認したときは、形成事業の申請者に対して補助金割当通知を送付し、提案された事業に割り当てる補助金の額をお知らせします。推進事業の申請者は、割り当てられた額を踏まえ、別に定める補助金交付申請書を作成し、局長に提出してください。

その後、局長から発出される形成事業の交付決定通知日以降に補助金の対象となる事業を開始することができます（交付決定通知日以前に発生した経費は、原則として補助金の交付の対象にはなりません。ただし、実施要領第8の4の（2）及び（3）に基づく交付決定前着手の場合は除きます。）。

なお、支払に関する手続は以下のとおりです。

- 1 補助金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書の写しを添付して、局長に提出してください。
- 2 その後、局長において、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第9 事業実施に当たっての留意事項

- 1 本事業で整備する機械の利用について
本事業において整備できる機械については、ネットワーク内で共同利用（ネットワーク内で行う共同研究等、ネットワーク形成の趣旨に沿った利用）するものに限る。
- 2 補助金の返還について
補助金の交付決定以前に推進事業に着手するなど補助金適正化法に違反して補助金を使用した場合は、補助金の交付決定が取り消され、受け取った補助金の全部又は一部について返還を求められることがありますので御注意願います。
- 3 罰則について
不正な手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。
推進事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。
- 4 知的財産の取り扱いについて
研究ネットワーク内で今後、農林水産省の補助又は委託を受けた研究開発を行う場合は、「農林水産省知的財産戦略2020」（平成27年5月28日農林水産省策定）や「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に沿って対応頂くこととなります。

第10 お問合せ先及び計画書等提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話、FAX又はE-mailにより御連絡頂きますようお願いいたします。

また、計画書の提出先についても、以下のとおりです。

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111 (内線 5891)

FAX : 03-3593-2209

E-mail : kenkyu_network@maff.go.jp

【別紙様式 1】

暴力団排除に関する誓約事項

当団体及び研究ネットワーク構成団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、事業計画書の提出をもって誓約いたします。

【別紙様式 2】

交付決定取り消しや指名停止措置を受けていない旨の誓約事項

当団体及び研究ネットワーク構成団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 提案書の提出から過去 3 年間に、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。以下、「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある者
- 2 公募期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている者

上記事項について、事業計画書の提出をもって誓約いたします。